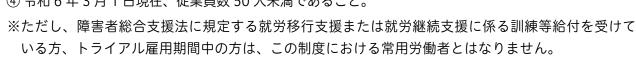
益田市障がい者雇用奨励補助金交付制度について

障がい者の雇用促進と社会参加の推進を図るため、益田市障がい者雇用奨励補助金を交付します。

◆対象事業所

市内に事業所を有し、次の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 益田市在住の障がい者を6カ月以上、常用労働者として雇用していること。
- ② 雇用保険を適用していること。
- ③市税の滞納がないこと。
- ④ 令和6年3月1日現在、従業員数50人未満であること。



◆奨励補助金の額

雇用年数により補助金額が変わります。(6カ月以上雇用していることが条件) 補助金の支給期間は、最長で6年間となります。

	雇用開始から 36 月以下	雇用開始から 37 月以上 72 月以下
障がい者(月額)	5,000円	3,000 円
重度障がい者(月額)	13,000 円	8,000円



重度障がい者とは・・・

- ○身体障害者手帳が1級または2級の方
- ○療育手帳が区分Aの方または障害者職業センターで重度と判定された方
- ○精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆申請から支給までの流れ

- ①3月1日 金から15日 金までに 障がい 者福祉課へ 申請してください。 ※郵送の場合は3月15日(金) 必着
- ②3月末までに市から交付決定通知書を送付します。
- ③ 交付決定後、すみやかに請求書を障がい者福祉課へ提出してください。
- ④ 4月~5月中に支給となります。

◆申請に必要なもの ※申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ・ 益田市障がい者雇用奨励補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 益田市障がい者雇用奨励補助金対象者内訳書(様式第2号)
- ・雇用保険を適用していることを証する書類(雇用保険被保険者証の写しなど)
- ・市税の納税証明書(申請前3カ月以内に発行されたものに限る)または納税情報の照会に関する同意書
- ・障がいの程度を証する書類(各種手帳の写し、障害者職業センター書類など)
- ・雇用期間を確認できる書類(賃金台帳の写し、出勤簿の写しなど) ※3月分については、3月1日に雇用されていれば対象となります。
- ・従業員数がわかる書類

【問い合わせ先】市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 🖾 31-8120

